

平成22年度

地域密着型スポーツ観戦支援事業 第3弾

地域密着型スポーツ観戦のバス代を助成します

財団法人明治百年記念香川県青少年基金では、地域密着型スポーツを観戦する地域の青少年育成団体やグループを対象に、県内での試合の観戦のために借上げたバス代金を助成する事業を実施しています。

1 趣 旨

香川の青少年に地域密着型スポーツを観戦する機会を提供し、プロフェッショナルの技を間近に見てもらうことにより、子どもたちに夢や元気を与え、青少年の健全育成につなげる。

2 助成対象団体

地域密着型スポーツを観戦する地域の青少年育成団体やグループ

(1団体30名以上であること。うち半数以上は、児童及び生徒とする。)

3 事業内容

地域密着型スポーツを観戦する地域の青少年育成団体やグループが、県内での試合観戦のために借上げたバス代金(バス代金には、高速道路・有料道路・フェリー乗船料等を含む。)を助成します。(ただし、1団体あたり10万円を上限とする。)

～助成対象試合～ 第13回日本フットボールリーグ(JFL)

日時 平成23年3月20日(日)13時キックオフ

会場 香川県営生島メイン

対戦 カマタマーレ讃岐 — SAGAWA SHIGA FC

※入場料金は、別途お支払いください。

4 募集期間

観戦日の10日前までに交付申請書(見積書等を添付)を提出すること。

ただし、助成金の交付合計額が予算額に達した場合は、その時点で受付を打ち切ります。

5 申込み・問合せ先

〒760-8570 香川県庁 県民活動・男女共同参画課内

(財)明治百年記念香川県青少年基金(住所記載不要)

電話(087)832-3195・3196

地域密着型スポーツ観戦支援事業

《助成金交付申請手続き等の流れ》

×月×日、地域密着を理念に掲げた県内のスポーツチーム○○○が、●●●会場で
△△△と試合がある。観戦希望者が40名(うち小学生は25名)いる。
助成金(バス借上げ料金)を受けて観戦に行こう。 <<◆◆◆団体>>

バス会社から見積書を取る。

交付申請
助成金交付申請書(様式第1号)

(財) 明治百年記念香川県青少年基金へ提出

助成団体・助成金額の決定
交付決定通知書(様式第2号)

申し込み多数の場合は選考により決定

地域密着型スポーツ観戦 終了後
(バス借上げ代金を支払う)
実績報告書・請求書(様式第3・4号)

事業完了後、すみやかに関係書類を提出

指定の口座に支払い

二重線：助成団体が行う手続

細線：(財) 明治百年記念香川県青少年基金が行う手続

地域密着型スポーツ観戦支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、香川の青少年に地域密着型スポーツを観戦する機会を提供し、プロフェッショナルの技を間近に見てもらうことにより、子どもたちに夢や元気を与え、青少年の健全育成につなげることを目的とする。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、地域密着型スポーツを観戦する地域の青少年育成団体やグループ（以下「団体」という。）とする。

2 前項の地域密着型スポーツとは、地域密着を理念に掲げた県内のスポーツチーム（香川アイスフェローズ、香川オリーブガイナズ、カマタマーレ讃岐、四国エイティエイツクイーン、高松ファイブアローズ）が県内会場で行う試合とする。

(助成金の交付要件)

第3条 助成金の交付要件は、次のとおりとする。

- (1) 団体の参加人数は30名以上（うち半数以上は、児童及び生徒とする。）であること。
- (2) 有料で借上げたバス（以下「借上げバス」という。）を使用すること。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、観戦会場までの借上げバス代金（高速道路、有料道路、フェリー乗船料等を含む。）とする。ただし、1団体あたり10万円を上限とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、別に定める日までに、地域密着型スポーツ観戦支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に必要な書類等を添付し、（財）明治百年記念香川県青少年基金理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 理事長は、前条の規定による交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めるときは、地域密着型スポーツ観戦支援事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により、団体に通知するものとする。

(助成金の実績報告及び請求)

第7条 団体は、当該事業が終了したときは、すみやかに地域密着型スポーツ観戦支援事業助成金実績報告書（様式第3号）及び請求書（様式第4号）を理事長に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第8条 理事長は、前条の書類を審査して適当と認めるときは、助成金を支払うものとする。団

体が支払った額が10万円を超えた場合の超過した額については、団体の負担とする。

2 助成する額は、第6条で交付決定した額又は団体が実際に支払った額のいずれか低い額とする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第9条 理事長は、団体が偽りその他の不正の手段により助成金の交付を受けたことが判明したときは、助成金交付の決定を変更し、若しくは取り消すことができる。この場合、団体は、変更、若しくは取消しに係る助成金を速やかに返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月15日から施行する。

(財) 明治百年記念香川県青少年基金理事長 殿

(申請者)

所在地

団体名

代表者氏名

印

連絡先

地域密着型スポーツ観戦支援事業助成金交付申請書

地域密着型スポーツ観戦支援事業助成金の交付を受けたいので、地域密着型スポーツ観戦支援事業助成金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

観戦するチーム名	
観戦日	平成 年 月 日
試合会場	
対戦相手	
出発地	市・郡 町
参加予定人数	名 (内児童及び生徒数 名)
バス借上げ先	
バス借上げ代金 (予定)	金 円
	(内訳) バス借上げ料金 円 その他 (高速料金等) 円

(添付書類)

見積書 (人数、経費内訳等が記載されているもの) の写し、旅行行程表等

様式第2号

平成 年 月 日

(申請者)

様

(財) 明治百年記念香川県青少年基金
理事長 和 泉 幸 男

地域密着型スポーツ観戦支援事業助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった地域密着型スポーツ観戦支援事業助成金については、地域密着型スポーツ観戦支援事業助成金交付要綱第6条の規定により交付することを決定したので通知します。

記

助 成 金 の 額	円
観 戦 日	平成 年 月 日

※ 当該事業が終了したときは、すみやかに地域密着型スポーツ観戦支援事業助成金実績報告書（様式第3号）及び請求書（様式第4号）を提出してください。

平成 年 月 日

(財) 明治百年記念香川県青少年基金理事長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

印

地域密着型スポーツ観戦支援事業助成金実績報告書

平成 年 月 日付けで交付決定のあった地域密着型スポーツ観戦支援事業について、事業が完了したので報告するとともに、助成金を請求します。

助成金交付額 ① (交付決定通知書の額を記入する)	
観戦したチーム名	
観戦日	平成 年 月 日
試合会場	
対戦相手	
出発地	市・郡 町
参加人数	名(内児童及び生徒数 名)
バス借上げ先	
バス借上げ代金(実績) ②	金 円
	(内訳) バス借上げ料金 円 その他(高速料金等) 円
助成金交付確定額 ③ (①と②のいずれか低い額)	金 円

(添付書類)

バス借上げ代金の領収書の写し

バス借上げ先からの請求書(人数、経費等が記載されているもの)の写し

事業の実施が確認できる書類(案内文、募集チラシ、参加者名簿、試合会場での集合写真等)

(提出いただいた写真は返却しません。あらかじめご了承ください。)

様式第4号

請 求 書

平成 年 月 日

(財) 明治百年記念香川県青少年基金理事長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

印

平成 年 月 日付けで交付決定を受けました事業が完了しましたので、次のとおりバス借上げ助成金を請求します。

助 成 金 請 求 額 ③ (実績報告書③の金額を記入)	金	円
助 成 金 振 込 先	金融機関名	
	支 店 名	
	口座種別	普通 ・ 当 座
	口座番号	
	ふりがな 口座名義	